

# モニタリング

## 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	原子力防災対策の充実・強化		担当部局名	政策統括官(原子力防災担当)
施策の概要	原子力については、万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備しておくことが重要であり、特に原子力施設周辺地域における取組を支援することにより、これらの災害対策の充実・強化を図る。		政策体系上の位置付け	原子力災害対策の充実・強化
施策の目標 (最終アウトカム)	原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地域原子力防災協議会での活動を通し、国と自治体が一体となって地域防災計画、避難計画の充実・強化を行うとともに、十分な計画の具体化が進んだ地域においては、それらを取りまとめた「地域の緊急時対応」について地域原子力防災協議会、原子力防災会議で確認、了承を行う。さらに、計画の策定後も原子力総合防災訓練や自治体の防災訓練を通して、計画の改善に努めていく。		事後評価実施予定時期	令和4年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号) 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第85条第6項 特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)第51条第7項第1号イ、第5号	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」(平成25年9月3日原子力防災会議決定)</li> <li>「総理施政方針演説」(平成27年2月12日)(該当部分)「国が支援して、しっかりとした避難計画の整備を進めます」</li> <li>「日本再興戦略改訂2016」(平成28年6月2日閣議決定)</li> <li>「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)</li> </ul>	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
1	市町村の地域防災計画(原子力災害対策編)策定状況(福島県内を除く)	119市町村	25年度	122市町村	令和3年度	121市町村	121市町村	121市町村	122市町村	122市町村	原子力災害対策重点区域に含まれる市町村(福島県内を除き122市町村)においては、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の規定により、防災基本計画及び原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づき地域防災計画・避難計画を策定する必要がある。これに関し、国として地域原子力防災協議会※の枠組みを通し積極的に支援を行っているところ。こうした地域防災計画の策定・見直しの件数は、原子力防災対策の進捗状況を示すものであることから、測定指標として適当である。なお、福島県内に関しては全住民が避難したままの自治体があることから、測定指標の基準値・目標値には含まないこととした。 ※内閣府が、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所が所在する13地域ごとに、関係省庁、地方公共団体等を構成員とする地域原子力防災協議会を設置。
	市町村の避難計画策定状況(福島県内を除く)	71市町村	25年度	122市町村	令和3年度	98市町村	104市町村	104市町村	111市町村	111市町村	原子力災害対策重点区域に含まれる市町村(福島県内を除き122市町村)においては、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の規定により、防災基本計画及び原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づき地域防災計画・避難計画を策定する必要がある。これに関し、国として地域原子力防災協議会※の枠組みを通し積極的に支援を行っているところ。こうした地域防災計画の策定・見直しの件数は、原子力防災対策の進捗状況を示すものであることから、測定指標として適当である。なお、福島県内に関しては全住民が避難したままの自治体があることから、測定指標の基準値・目標値には含まないこととした。 ※内閣府が、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所が所在する13地域ごとに、関係省庁、地方公共団体等を構成員とする地域原子力防災協議会を設置。

定量的指標

②	地域原子力防災協議会、原子力防災会議における「地域の緊急時対応の確認、了承」の状況(確認・了承済み地域数)	計0地域	25年度	計9地域	令和3年度	計5地域 (泊、玄海を了承) ※伊方を改定	計6地域 (大飯を了承) ※高浜、泊、川内を改定	計6地域 ※玄海を改定	計7地域 (女川を確認)	計8地域 (女川、美浜を了承) ※女川、大飯、高浜、泊、伊方を改定	防災基本計画において、「国、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認する」、「内閣府は、原子力防災会議の了承を求めるため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告する」とされている。この原子力防災会議による了承の件数は各地域の緊急時対応のとりまとめの進捗状況を表しているため指標として適切である。新規地域の緊急時対応の確認・了承については、このほか、すでに確認・了承済みの緊急時対応の改定作業等もあり、それらを勘案し、目標値は、令和元年度実績値から2地域増の計9地域とした。
---	---	------	------	------	-------	-----------------------------	--------------------------------	----------------	-----------------	---	---

定性的指標	測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標水準・目標年度の設定の根拠
						H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
						3	地域原子力防災協議会が関わる総合的な原子力防災訓練の実施状況	実施	12年度	実施	

施策に関連する事業 (開始年度)	令和3年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
1 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(昭和55年度)	0069	9,955	12,063	11,268	8,791	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる原子力防災対策に対して所要の支援を行う。
		9,282	11,058	10,337		
2 原子力災害対策事業(平成26年度)	0068	8,879	9,261	5,090	0	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる原子力防災対策に対して所要の支援を行う。
		7,044	8,248	4,338		
3 原子力災害時避難円滑化モデル実証事業(平成30年度)	0072	101	815	1,467	1,000	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる原子力防災対策に対して所要の支援を行う。
		75	710	1,185		
4 原子力防災体制等構築事業委託費(平成29年度)	0070	100	84	46	22	福島事故の反省を踏まえた緊急時体制の整備が進展する中で、全地域が共通的に抱える各種課題の改善策を講じ、実効性ある原子力防災体制を促進することにより、原子力災害対策地域において原子力災害から地域住民の安全・安心を確保するために地方公共団体が講じる防災体制の有効性を高める。
		60	50	11		
5 原子力防災研修事業等委託費(平成29年度)	0071	302	338	368	431	万が一の原子力災害時において、国や地方公共団体で中核となる防災業務関係者について、体系的かつ効果的な訓練や研修等により人材育成を推進するための体制の整備を行う。
		290	321	314		
計		19,337	22,561	18,239	10,244	
		16,751	20,387	16,185		